

## 海外安全対策情報（令和5年4月）

在アルジェリア日本国大使館

### 1 治安情勢及び一般犯罪の傾向

#### （1）治安情勢

令和5年1月1日から3月31日までの間、アルジェリア国内でテロ事件の発生はありませんでした。

その一方、アルジェリア国軍によるテロリスト掃討作戦が、アルジェリア国内の各地で継続的に実施されています。

最近3か月間でテロリスト掃討作戦が特に多く実施された地域は、ブーメルデス県とジェルファ県で、特にブーメルデス県は、昨年1年間にもテロリスト掃討作戦が多く実施されました。その他に、テロリスト掃討作戦が実施された地域は、ティパザ県、ティジ・ウズ県、セティフ県、ムシラ県、タマンラセット県等でした。

また、ボルジ・バジ・モクタール県では、テロリストがアルジェリア国軍に毎月投降しました。

テロ事件の発生はなくても、テロリスト掃討作戦が実施され、テロリストが投降しているということは、当該地域においてテロ事件の発生する潜在的なリスクがあることを表しています。そのため、海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、情勢に応じた適切かつ十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

#### （2）一般犯罪の傾向

アルジェリア国家警察庁の統計によると、昨年中のアルジェリア全土における刑法犯認知件数は35万442件でした。これを人口あたりの刑法犯認知件数に換算すると、アルジェリアにおける刑法犯の発生状況は日本の約1.6倍に相当します。

なお、アルジェリアの主要治安機関としては、警察の他に憲兵隊も存在しますが、前記統計値には憲兵隊による一般犯罪の取扱い件数は含まれていません。その点を考慮すると、アルジェリア全土における実際の刑法犯発生状況は日本の2倍以上に相当する可能性があります。

罪種別の分析では、令和5年1月1日から3月31日までの間、発生件数の増加した犯罪は、通貨偽造事件と誘拐事件でした。また、強盗、侵入盗、自動車盗、ひったくり、薬物犯罪が依然として多数発生しています。

特殊な犯罪として、アンナバ県において、警察署襲撃事件が2件発生し、

警察施設や警察車両等が破壊され、合計で100人近くが逮捕されました。

## 2 殺人・強盗等凶悪犯罪の事例

過去1年間、邦人が被害者となる凶悪犯罪に関する情報はありますが、外出の際は可能な限り単独行動を避けるなど被害防止に努めてください。

## 3 テロ・爆弾事件発生状況

近年、大きなテロ・爆弾事件は発生していません。

ただし1月には、シリアからの帰還戦闘員であったアルジェリア人が逮捕され、同人がアルジェリア国内で新しいテロ組織の設立を画策し、南部の石油施設への攻撃、首都における著名人の暗殺等について謀議していたことが明らかになりました

また3月には、AQIM（イスラム・マグレブ諸国のアルカイダ）の指導者アル・アンナビがフランスメディアの取材に応じ、AQIMがアルジェリア国内における民衆デモ「ヒラク」への支持のため実施していた停戦の終了を宣言し、「アルジェリアでの戦闘」を呼びかけました。この呼びかけに呼応して、アルジェリア国内でテロリストの活動が活性化することが懸念されます。

## 4 誘拐・脅迫事件発生状況

日本人が関係する誘拐・脅迫事件の発生はありませんでしたが、アルジェリア人が被害に遭う誘拐事件が増加傾向にあることから、日本人も十分に注意する必要があります。外出の際は可能な限り単独行動を避けるなど、被害防止に努めてください。

## 5 対日感情

一般的に友好的です。

## 6 日本企業の安全に関する諸問題

### (1) 背景と対策

過去から現在に至るまで、日本企業を特に標的とした事件は発生していませんが、平成25年(2013年)1月に日本人10名を含む犠牲者を出したイナメナス事件が発生しており、平成27年(2015年)2月には、ISILが日本人をテロの標的にする旨の声明を出しています。したがって、日本人、日本企業を標的としたテロ・誘拐事件発生の可能性は否定できない状況にあることから、当国滞在中には厳重な警戒を継続する必要があります。特に誘拐事件に対して細心の警戒が必要とされます。単独行動を控え、可能な限り空路

で移動するようにし、必要があつて陸路で移動する場合にも、幹線道路から外れないようにしてください。特に夜間の移動には細心の注意が必要です。原則として、地域の治安に精通したエスコートを同伴させてください。可能であれば、警察、憲兵隊等の治安機関によるエスコートを要請してください。また、移動情報が関係者以外に漏れることのないよう情報管理を厳重にし、内通者の存在する危険性にも留意してください。

## (2) 移動通報

アルジェリアに所在する外国企業関係者（家族を含む）は、所在県外に移動する場合（私用を含む）、原則として所在県庁の警備部局に対して「移動通報」を行うことが義務づけられています。同通報は、企業関係者については各企業の代表者を通じて行い、旅行者については旅行代理店若しくは招待者を通じて行う必要があります。移動の日時、訪問先及び移動の目的、使用車両情報等を明らかにしたうえ、旅券の写し等を添付して通報する必要があります。手続きの詳細については各県の警備部局にお問い合わせください。  
(アルジェ県の警備部局の連絡先：021 74 20 69)